

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会

福祉車両の貸出について

草加市在住で、歩行困難な障がい児（者）及び高年者が病院や施設、公共機関等への外出の機会を得るために福祉車両の貸出をしています。

利用料は年度ごとに登録料 1,000 円、運行にかかる必要な燃料等は、使用者の自己負担となります。

【貸出車両】

ヴォクシー（1台）、セレナ（1台）

【予約方法及び貸出方法】

1、電話又は窓口にて利用希望日の空き状況を確認後、予約

* 予約は使用の 1 か月前から開始

* 希望の方には、事前に操作方法の説明を行うことも出来ます。

（貸出期間）最大5日以内（ひと月につき）

※ただし、社会福祉協議会の事務所の休業日に使用を希望する場合は、事務所の業務時間内に貸出、返却手続きをお願いいたします。

例) 土曜日に使用する場合…貸出 金曜日

返却 月曜日（4日間）

（運行時間）午前9時から午後5時まで ※早朝や夜間の運転はお控えください。

2、予約後、福祉車両使用申込書を提出（原則使用の3日前まで）。FAX またはメールも可。

3、貸出当日は窓口にて、申込書の内容確認後、福祉車両の鍵及び車輛運行日誌を受けとる

4、返却時は燃料を満タンの上、福祉車両を社会福祉協議会事務所の駐車場に駐車する

ガソリンのメーターが降り切れているか（満タンとなっているか）、運行上の気になる点などがなかったかを職員が確認します。

職員の確認後、問題等なければ、所定の駐車場へ福祉車両を戻していただき、社会福祉協議会の窓口に福祉車両の鍵及び車輛運行日誌を記入の上、お戻し下さい。

<問合せ> （月～金/8:30～17:15）

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会 地域福祉課

電話 048-932-6770 FAX 048-932-6779

メールアドレス volunteer@soka-shakyo.jp

※土日祝及び年末年始 12/29～1/3 除く



【事故・故障時の対応】

事故や故障が発生した時は速やかにその状況を草加市社会福祉協議会へ報告して下さい。
なお、発生時の時間において、連絡先は下記のとおりとなります。

○平日：月～金 8：30～17：15

※土日祝及び年末年始 12/29～1/3 除く

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会 地域福祉課

電話：048-932-6770

○上記時間外及び土日祝

あいおいニッセイ同和損保 事故受付ダイヤル

電話：0120-395-024

～利用にあたっての注意事項～

○福祉車両の利用にあたって、転貸や貸出し目的以外の利用をしてはいけません。

○福祉車両の故障又は災害等で運行が出来ない場合において、貸出しは中止します。
中止期間における予約分についてはキャンセルとなります。

○事故による補償は、社会福祉協議会で加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲内として、補償額が保険の限度内となります。
但し、運転者の過失等による場合は、使用者の負担となります。

交通ルールを厳守し、安全運転を！

